

険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第16号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「378」を「380」に、「146」を「148」に、「74」を「76」に、「113」を「116」に、「218」を「221」に、「78」を「79」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第17号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項及び第37条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第58条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第60条第1項第4号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同項第5号中「の学部で」を「において」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第68条第15項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「の学部で、心理学を」を「（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第102条第1項第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同項第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第3条の2中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（子ども支援課）

富山県条例第18号

富山県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例

富山県立総合衛生学院条例（昭和45年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、助産学科及び看護学科」を「及び助産学科」に改める。

第 5 条第 3 号を削る。

第 6 条の表中看護学科の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 看護学科は、この条例による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間（次項において「在学期間」という。）、存続するものとする。
- 3 この条例による改正前の第 5 条第 3 号の規定は、在学期間は、なおその効力を有する。

(医 務 課)

富山県条例第19号

富山県薬事総合研究開発センター条例の一部を改正する条例

富山県薬事総合研究開発センター条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表を次のように改める。

種別	単位	金額	備考
製剤機械	1 台につき 1 時間	200 円以上 4,500 円 以下	1 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
生薬調製機械	1 台につき 1 時間	300 円以上 600 円以下	
試験機器（試験等の性質上 1 日単位で使用する機器を除く。）	1 台につき 1 時間	100 円以上17,200円 以下	2 製剤機械、生薬調製機械及び試験機器の利用に係る消耗品費及び原材料費は、実費を徴収する。
試験機器（試験等の性質上 1 日単位で使用する	1 台につき 1 日	3,100 円以下	

る機器に限る。)			
開放試験室	1 時間	200 円以下	
動物実験室	1 ケージにつき 1 日	400 円以下	

別表の 2 の表中 「6,800 円以上19,300円」 を 「6,900 円以上19,600円」 に、「2,600 円以上 5,100 円」 を 「2,700 円以上 5,200 円」 に、「8,000 円」 を 「8,200 円」 に、「35,400円以上73,000円」 を 「36,000円以上74,300円」 に、「64,300円以上66,000円」 を 「65,500円以上67,200円」 に、「10,900円」 を 「11,100円」 に、「4,100 円」を「4,200 円」に、「8,600 円」を「8,700 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 の表の改正規定（生薬調製機械に係る部分を除く。）及び別表の 2 の表の改正規定は、平成31年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

富山県条例第20号

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

- 第 1 条** 富山県産業技術研究開発センター条例（昭和61年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の 1 の項中「8,900 円」を「9,000 円」に改め、同表の 2 の項中「400 円以上 6,700 円」を「500 円以上 6,800 円」に改め、同表の 3 の項中「3,700 円」を「3,800 円」に改め、同表の 4 の項中「1,100 円」を「2,000 円」に改め、同表の 5 の項中「4,100 円」を「4,200 円」に改め、同表の 7 の項中

「16,300円」を「16,600円」に改め、同表の8の項中「9,200円」を「9,400円」に改める。

別表の2の表の1の項中「34,200円」を「34,800円」に改め、同表の2の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表の3の項中「4,000円」を「13,900円」に改め、同表の4の項中「500円以上5,700円」を「600円以上5,800円」に改め、同表の5の項中「25,700円」を「26,200円」に改め、同表の6の項中「1試料」の次に「、1成分」を加え、「25,100円」を「25,500円」に改め、同表の7の項中「2,200円」を「2,300円」に改め、同表の8の項中「17,000円」を「17,300円」に改め、同表の9の項中「14,600円」を「14,800円」に改め、同表の10の項中「22,900円」を「23,300円」に改め、同表の11の項中「7,400円」を「7,500円」に改め、同表の12の項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表の13の項中「4,500円」を「4,600円」に改め、同表の14の項中「1,700円」を「1,800円」に改め、同表の15の項中「4,100円」を「4,200円」に改める。

第2条 富山県産業技術研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

別表の2の表の3の項中「13,900円」を「14,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の2の表の3の項の改正規定及び同表の6の項の改正規定（「1試料」の次に「、1成分」を加える部分に限る。） 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第1条（別表の1の表の4の項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各号に掲げる規定）の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県条例第21号

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「74,700円以上92,800円」を「76,100円以上94,500円」に改める。

別表 2 中「1,700円」を「2,400円」に改める。

第 2 条 富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

別表 2 中

その他機械器具	1 式 1 時間につき	100 円以上 2,400 円以下
---------	-------------	-------------------

を

その他機械器具	1 式 1 時間につき	100 円以上 2,500 円以下
---------	-------------	-------------------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中別表 1 の改正規定及び第 2 条の規定は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商工企画課）

富山県条例第22号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

別表第1非紹介患者加算料の項中「5,000円」を「5,090円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「1,500円」を「1,530円」に改め、同表医師所見料の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表診断書交付手数料の項中「1,520円」を「1,550円」に、「3,010円」を「3,060円」に、「6,210円」を「6,320円」に、「1,780円」を「1,820円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「1,520円」を「1,550円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(医務課)

富山県条例第23号

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(農村整備課)

富山県条例第24号

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和44年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表以外の部分中「災害復旧を」を「災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）を」に、「災害復旧の」を

「災害復旧等の」に改め、同項の表 1 の項中「災害復旧」を「災害復旧等」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 36 条の 2 第 1 項」を「第 36 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 項から附則第 4 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(農村整備課)

富山県条例第 25 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和 35 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,615 人」を「5,596 人」に、「37 人」を「42 人」に、「44 人」を「39 人」に、「278 人」を「273 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第 26 号

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

本県において、中山間地域は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担い、県民生活及び本県経済の安定に寄与しており、中山間地域の維持は、全ての県民に関わる課題である。

しかしながら、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえもが危ぶまれている。

長期的な人口の減少及び高齢化はもはや避けがたく、構造的な変化への本質的な対応に迫られており、県が主導的な役割を果たし、あらゆる政策手段を有効に組み合わせ、総合的な対策を講ずることが求められている。

ここに、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協働して、中山間地域に、人口減少社会、長寿社会にふさわしい「持続可能な新たな地域社会」を形成するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域において、人口の著しい減少、急速な高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策（以下「中山間地域施策」という。）の推進に関し、その基本方針、県が講ずべき中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（第6条において「中山間地域創生総合戦略」という。）の策定その他の事項を定めることにより、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (2) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項及び第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

(基本方針)

第3条 県の中山間地域施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、効果的にこれを行うものとする。

- (1) 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- (2) 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- (3) それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (4) 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- (5) 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- (6) 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

(県の責務)

第 4 条 県は、第 1 条に規定する目的を達成するため、中山間地域施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、広報活動、教育活動等を通じて、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性に関し、県民及び事業者の関心及び理解が深まるよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第 5 条 県民及び事業者は、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性について関心及び理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する中山間地域施策に協力するよう努めるものとする。

(中山間地域創生総合戦略)

第 6 条 知事は、第 3 条に規定する基本方針を踏まえ、中山間地域創生総合戦略を定めるものとする。

2 中山間地域創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るための次に掲げる施策に関する事項
 - ア 住民が主体となった地域の将来像の合意形成を促進すること。
 - イ 住民の生活を総合的に支える地域運営の仕組みを整備すること。
 - ウ 基幹集落に複数の生活サービス及び地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結んだ拠点を形成すること。

エ 中山間地域への移住等を促進すること。

オ 伝統芸能その他の文化的所産の継承及び活用を図ること。

カ 空家等の適切な管理及び活用を図ること。

キ 災害に強い地域づくりを推進すること。

ク アからキまでに掲げるもののほか、地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るために必要な施策に関する事項

(2) 地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るための次に掲げる施策に関する事項

ア 再生可能エネルギー源の活用を推進すること。

イ 都市と農山漁村との交流による農山漁村地域の活性化を図ること。

ウ 農林漁業及び製造業、小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進すること。

エ ロボット及び情報通信技術を活用した農作業の省力化及び生産技術の高度化、生産条件の整備等により、中山間地農業の活性化を図ること。

オ 鳥獣による被害の防止及び捕獲等をした鳥獣の利用を図ること。

カ 県産材の利用の促進等により、林業及び木材産業の活性化を図ること。

キ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した就労の機会の確保及び起業の促進を図ること。

ク 地域の課題の解決を目的として、収益性のある事業を継続的に実施するコミュニティビジネスの創出及び展開を促進すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るために必要な施策に関する事項

(3) 住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するための次に掲げる施策に関する事項

ア 地域包括ケアシステムを構築すること。

イ 医師、看護師その他の医療従事者を確保すること。

ウ 介護サービスの提供に係る人材を確保すること。

エ 交通手段を安定的に確保すること。

オ 生活必需物資を供給するサービスを確保すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するために必要な施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めるに当たっては、市町村、県民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、中山間地域創生総合戦略を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による中山間地域創生総合戦略の変更について準用する。

(市町村等に対する支援)

第7条 県は、市町村が実施する中山間地域施策を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、中山間地域の住民をはじめとする県民、事業者、特定非営利活動法人、大学等の多様な主体が連携し、及び協働して中山間地域の課題の解決に取り組むことを支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第8条 県は、中山間地域の地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成及び確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(実態調査及び調査研究)

第9条 県は、中山間地域の実態の定期的な調査及び中山間地域施策に関する調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、中山間地域施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、中山間地域施策を推進するため、市町村との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 県は、中山間地域施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議・調査課)

富山県条例第27号

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議・議事課)